



土木学会
継続教育（CPD）ガイドブック



2018年7月

公益社団法人 土木学会

継続教育実施委員会

倫理綱領

土木技術者は、
土木が有する社会および自然との深遠な関わりを認識し、
品位と名誉を重んじ、
技術の進歩ならびに知の深化および総合化に努め、
国民および国家の安寧と繁栄、
人類の福利とその持続的発展に、
知徳をもって貢献する。

行動規範

土木技術者は、

1. (社会への貢献)

公衆の安寧および社会の発展を常に念頭におき、専門的知識および経験を活用して、総合的見地から公共的諸課題を解決し、社会に貢献する。

2. (自然および文明・文化の尊重)

人類の生存と発展に不可欠な自然ならびに多様な文明および文化を尊重する。

3. (社会安全と減災)

専門家のみならず公衆としての視点を持ち、技術で実現できる範囲とその限界を社会と共有し、専門を超えた幅広い分野連携のもとに、公衆の生命および財産を守るために尽力する。

4. (職務における責任)

自己の職務の社会的意義と役割を認識し、その責任を果たす。

5. (誠実義務および利益相反の回避)

公衆、事業の依頼者、自己の属する組織および自身に対して公正、不偏な態度を保ち、誠実に職務を遂行するとともに、利益相反の回避に努める。

6. (情報公開および社会との対話)

職務遂行にあたって、専門的知見および公益に資する情報を積極的に公開し、社会との対話を尊重する。

7. (成果の公表)

事実に基づく客観性および他者の知的成果を尊重し、信念と良心にしたがって、論文および報告等による新たな知見の公表および政策提言を行い、専門家および公衆との共有に努める。

8. (自己研鑽および人材育成)

自己の徳目、教養および専門的能力の向上をはかり、技術の進歩に努めるとともに学理および実理の研究に励み、自己の人格、知識および経験を活用して人材を育成する。

9. (規範の遵守)

法律、条例、規則等の拠って立つ理念を十分に理解して職務を行い、清廉を旨とし、率先して社会規範を遵守し、社会や技術等の変化に応じてその改善に努める。

はじめに

技術者の継続教育(CPD:Continuing Professional Development、以下「CPD」と略す。)は、技術者個人が自らの意志に基づき、自らの力量の維持向上を図るために行うものであることは言うまでもありません。しかし、昨今では、技術交流や経済活動の国際化が進展していく中で、技術者資格の相互承認の動きとも相まって、高度な専門分野の技術を活用して快適で安全・安心な社会の実現に向けて責任を負う技術者の継続的能力開発を図るとともに、技術者の能力が長い教育と学習によって確保されていることを客観的に社会に示す重要なものとして認識されるようになってきました。

欧米諸国では早い段階から CPD の重要性が認識され、イギリス土木学会(ICE)やアメリカ土木学会(ASCE)を中心に、CPD は技術者個人や企業としても実務に活用されています。一方、国内においても公益社団法人日本工学会や分野別 CPD 協議会において、各協会に所属する会員の専門能力向上を支援し、CPD 単位の与え方をできる限り統一させるためのルールづくりや複数の協会で取得した CPD 単位の相互交換性を持たせるなど、工学分野の共通課題として CPD の普及に取り組んでいます。

そうした学協会の動きに併せて、ここ数年、建設分野において国土交通省や地方自治体が管理技術者のひとつの要件として CPD 記録を位置付けるなど、実務の場での活用が広がってきており、今後ますますこれらの動きは進展していくものと予想されます。

公益社団法人土木学会(以下「本会」という。)の継続教育(CPD)制度は、土木学会の土木技術者資格制度と一体となった制度です。そのため、インターネットを利用した「土木学会 CPD システム」(以下「CPD システム」という。)を構築し、土木学会認定土木技術者のみならず継続教育に取り組んでいるすべての土木技術者の方々の学習記録の自己管理をサポートしています。

このガイドブックでは、本会の継続教育(CPD)制度の概要のほか、専用ホームページによる継続教育記録の登録方法などについて紹介します。

2017年度版からの主な変更点

教育形態・単位数の変更

A. 教育形態Ⅰ「講習会等への参加」の見直し

- 「1. 講習会・研修会への参加、e-ラーニングの履修（土木学会認定）」を、
「1. 講習会等への参加（認定プログラム）、e-ラーニングの履修（土木学会認定）」に変更
- 「2. 講演会、シンポジウムへの参加」を、
「2. 講習会等への参加（認定プログラム以外）」に変更、単位数を $0.5 \times H$ とする。
（従前 2 として登録済みの教育記録は、1 に移行する。証明対象ステータスは変更されない。）

B. 教育形態Ⅱ「論文等の発表」の表記見直し（単位数は変更しない）

- 「3. 口頭発表（法人格を持つ学協会での発表、講演）」を、
「3. 論文等の口頭発表（法人格を持つ学協会での発表）」
 - 「4. 口頭発表（前記以外での発表、講演）」を、
「4. 論文等の口頭発表（前記以外での発表）」
 - 「5. 論文発表（学術雑誌への査読付論文発表）」を、
「5. 論文等の掲載・公表（学術雑誌への査読付論文等の掲載・公表）」
 - 「6. 論文発表（一般論文、総説等）」を、
「6. 論文等の掲載・公表（学術雑誌への査読なし論文等の掲載・公表）」
- 「論文等」の種類は、土木学会論文集投稿要項の原稿区分（論文・報告・ノート・討議・委員会報告）に準拠することを明記

C. 「7. 技術図書の執筆、技術・学術雑誌への寄稿」

- 単位計算式変更
「 $3.0 \times H$ （1件あたり最大 30）」（H:時間）を、「 $3.0 \times P$ （1件あたり最大 30）」（P:ページ数）に変更

D. 「10. 教育機関、学協会、官公庁、公共機関からの依頼で講師を務める」「11. 教育機関、学協会、官公庁、公共機関以外からの依頼で講師を務める」

- 1 講義の定義を明確化
ここでいう 1 講義とは、教育機関の場合は 1 コマ、講演等の場合は 1 演目とする。

E. 「12. 成果を上げた業務・研究等（責任者）」「13. 成果を上げた業務・研究等（担当者）」

- 表彰等を授与する主体、および表彰・受賞の内容を明確化
業務表彰は、個別の業務に対して発注機関（官公庁または公共機関）が授与するものに限る。
安全表彰、功労者表彰は、「成果を上げた業務」として見なさない。
証明にあたって、表彰状・従事したことを証明する資料の提出を要件として明記。

F. 「15. 委員会、研究会への出席（委員長）」「16. 委員会、研究会への出席（委員）」

- 対象とする各種委員会、研究会等を明確化（主催機関から委嘱されたもの）
- 対象に、技術雑誌の編集査読委員会を追加

G. 「17. 大学・研究機関（企業を含む）における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等」の見直し

- 「災害調査団への参加」を内容に明記する
災害調査団への参加は、教育機関、学協会、官公庁、公共機関が派遣するものに限る。
- 「技術業務への参加」を削除し、かつ委託による参加を除外する。
「17. 大学・研究機関（企業を含む）が行う研究開発への参加、国際機関への協力等」
自身の所属する組織への業務委託で参加・協力する場合は対象外。

運用の変更

A. 継続教育（CPD）記録の登録について

- 登録時の主な留意点を追記

B. 証明書申請・ステータス確認申請について

- 申請申込は WEB からのみであることを明記
電話での申込受付は行っていないことを明記
- 自動キャンセル条件の記載
機構からの問合せに対して、2 週間以上回答がない場合はキャンセルとする旨を追記
- 証明書発行に含む内容を明記
証明書発行時のステータス確認は、申込時の条件・内容について一回限りであることを追記
- 申請条件変更の際は請求することを明記
申請条件を変更（証明期間変更や登録内容の追加）した場合において、変更前と変更後は別業務として料金を請求する旨を追記
- 証明書発行前に確認内容を伝達しないことを明記
発行前のステータス確認段階で単位数を伝達しないことを追記（確認の必要があれば予めステータスチェックを行うことを追記）
- 手数料の払込期限を明記
振込用紙に発行日を記載したので、発行日から 3 週間以内に払い込むことを明記
- 未納者への対応について明記
会費の未納（半年以上）または過去において継続教育記録証明・ステータスチェックの手数料の未納が場合、継続教育記録の証明・ステータスチェックの依頼に対応しないことを追記
- 手数料の表を修正

(変更前)

目的	会員	CPD メンバー	備考
土木学会認定技術者資格更新のため証明書発行	2,000 円	3,000 円	ステータス確認を含む
その他 証明書発行	3,000 円	5,000 円	ステータス確認を含む
ステータス確認	1,000 円	3,000 円	継続教育(CPD) 記録の内容確認のみ

(変更後)

目的	会員	CPD メンバー	備考
土木学会認定技術者資格更新のため証明書発行 (1 枚につき)	2,000 円	3,000 円	ステータス確認を含む。 (単位数の事前通知は含まれません。)
その他 証明書発行 (1 枚につき)	3,000 円	5,000 円	
ステータス確認	1,000 円	3,000 円	証明対象単位数の通知のみ

C. プログラム認定について

- 認定できる組織についての記述を、教育形態内容の記述と整合
官公庁、公益法人、または土木学会法人会員
→教育機関、学協会、官公庁、公共機関、または土木学会法人会員等
- 非認定プログラムについて、組織内研修プログラムの説明を追記

D. CPD 登録メンバー利用について

- 月割り料金の廃止
- システム利用料について、税込みである旨を明記
- 申込時の自動キャンセルに関する記述を追加
- 継続利用料金未納による CPD 登録メンバー資格喪失に関する記述を追加
- CPD 登録メンバー退会希望に関する記述を追加
- 利用者会員属性を変更（CPD 登録メンバー⇔土木学会会員）した場合のデータ移行に関する記述を追加
- 登録情報の変更についての記述を追加

その他

A. 一般的に細部の表記を見直しました。

2017 年 4 月以前の変更履歴は、以下の URL に掲載しております。

http://committees.jsce.or.jp/opcet/01_guidebook

土木学会 継続教育（CPD）ガイドブック

目次

はじめに

土木学会 継続教育（CPD）制度の概要	1
(1) 目的	1
(2) 対象者	1
(3) 特徴	1
(4) 教育分野と教育形態	2
i) 4つの教育分野	2
ii) 4つの教育形態	2
iii) 教育分野の内容	3
iv) 教育形態と CPD 単位	3
v) CPD 単位の計算例	3
(5) 継続教育記録の登録	5
(6) 継続教育記録の管理	5
(7) 継続教育記録の証明（登録証明書の申請）	5
(8) 土木学会認定 CPD プログラム	6
i) 土木学会認定 CPD プログラムとは	6
ii) 土木学会認定 CPD プログラムの申請手続き	6
(9) 土木学会 CPD システムの概要	11
【参考資料 1】専用ホームページの利用方法	14
(1) 専用ホームページへのアクセス	14
(2) CPD 記録の自己登録	16
(3) CPD 記録の確認	18
(4) パスワードの変更	19
(5) 継続教育記録登録証明書の発行	19
【参考資料 2】CPD 記録・単位に関する FAQ	22
【参考資料 3】CPD 証明の対象外となる組織内研修の例	29
【参考資料 4】土木技術者区分ガイドライン（参考）	30
【参考資料 5】建設系 CPD 協議会	32

注)本ガイドブックは 2018 年 7 月現在の情報によって取りまとめたものであり、今後の委員会等の審議により随時変更されます。最新の情報は HP(URL:http://committees.jsce.or.jp/opcet/01_guidebook)をチェックして下さい。

【参考資料 2】の FAQ については、問合せの多い内容を記載していますので、参考にして下さい。

土木学会継続教育（CPD）制度の概要

（１）目的

土木学会の「継続教育（CPD）制度」は、土木技術者が倫理観と専門的能力をもって社会に貢献していけるよう、土木技術者（関連する分野の技術者も含む）としての４つの教育分野（図 13）における能力の維持・向上を支援することを目的として平成 13（2001）年 4 月から運用されています。

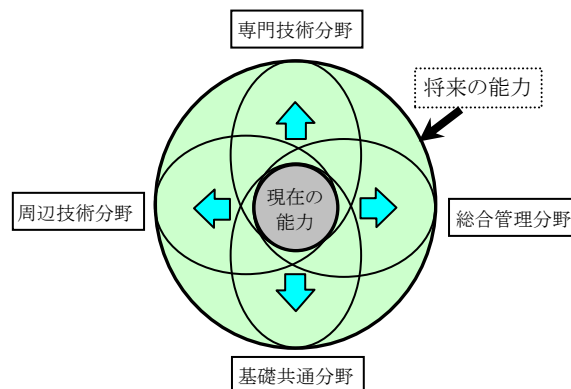


図 1 CPD のイメージ

（２）対象者

土木学会の正会員（個人）および学生会員の方は、どなたでも利用いただけます。上記以外の方は「CPD 登録メンバー」の申込をいただければ、利用いただけます。（P11 参照）

（３）特徴

本会の継続教育制度は、

- ①継続教育（CPD）プログラムの提供
- ②継続教育（CPD）記録の登録
- ③継続教育（CPD）記録の証明

の 3 つの役割からなっています。

①継続教育（CPD）プログラムの提供

本会および本会の委員会または支部主催の講習会や研究発表会、関連学協会主催の講習会などを土木学会の CPD プログラムとして認定し、本会 HP や学会誌、建設系 CPD 協議会 HP 等を通じて全国各地の土木学会認定 CPD プログラムの開催情報を提供しています。

②継続教育記録の登録

本会の「CPD システム」へは、ご自身が実際に取り組まれた継続教育（CPD）記録を登録できます。「CPD システム」への登録は、利用者が Web 上で登録する方法（「自己登録」）が基本ですが、対象によっては学会事務局が利用者に代わり登録しているものがあります。（「自動登録」）

自動登録の対象は、次の 3 つです。自動登録された記録は CPD システム上、青字で表示され、ステータス欄に○がついた状態（ステータスチェック済）で登録されます。

- (a) 土木学会理事会、委員会への参加
土木学会事務局職員が出欠を確認し、後日、継続教育（CPD）記録が登録されます。
- (b) カードリーダーの設置された土木学会主催の行事（総会、全国大会、講習会等）への参加
本会会員証または CPD メンバー証を、会場設置のカードリーダーに通すことで、後日事務局により継続教育（CPD）記録が登録されます。（カードリーダーの設置が無い行事等もあります。）
- (c) JABEE 審査員を務める

③継続教育記録の証明

利用者の求めに応じ、本会の「CPD システム」に登録された継続教育（CPD）記録に基づき、「**継続教育記録登録証明書**」（巻末資料参照）を発行します。この証明書は、本会の技術者資格制度のほか、技術士や土木施工管理技士、RCCM、APEC エンジニア等の技術者資格を有する方々の継続教育の証明として活用いただけます。

「参考」【CPD マーク】



継続教育の英文表記である「Continuing Professional Development」の頭文字を連ねた「CPD」と管理のサイクル「PDCA」（Plan-Do-Check-Act）を図案化した土木学会認定プログラムのオリジナルマーク

(4) 教育分野と教育形態

土木学会の継続教育(CPD)制度では、「4つの教育分野」について、「4つの教育形態」を組み合わせた能力開発を行っていくことを想定しています。

i) 4つの教育分野 (表1参照)

- I 基礎共通分野: 基礎的な共通一般に係わるもの
- II 専門技術分野: 土木の専門的な技術分野に係わるもの
- III 周辺技術分野: 土木に対する周辺の(学際的)な技術分野に係わるもの
- IV 総合管理分野: 総合的な管理技術に係わるもの

ii) 教育分野の内容

それぞれの教育分野における教育内容は、便宜上次のように設定しています。
なお、本内容は教育環境等の状況によって随時見直すこととしています。

表1 教育分野及び内容

教育分野			記号
I 基礎共通分野	倫理	倫理規定, 技術倫理, 職業倫理, など	A
	一般科学	数学, 物理, 化学, 生物学, 統計学, 数値解析, など	B
	環境	地球環境問題, 生態学, など	C
	社会経済動向	国内外の社会動向, 産業経済動向, など	D
	法令等関連制度	関連法令・省令・条例, 知的財産権法, 契約制度, など	E
	その他	歴史, 経済, 文学, 技術史, 語学, プレゼンテーション力, コミュニケーション力, ITリテラシー, など	F
II 専門技術分野*	I 応用力学, 構造工学, 鋼構造, 耐震工学, 地震工学, 風工学, など		G
	II 水理学, 水文学, 河川工学, 水資源工学, 港湾工学, 海岸工学, 海洋工学, 環境水理, など		H
	III 土質力学, 基礎工学, 岩盤工学, 土地地質, 地盤環境工学, など (主な論点が地盤工学に関するものであること)		I
	IV 土木計画, 地域都市計画, 国土計画, 交通計画, 交通工学, 鉄道工学, 景観・デザイン, 土木史, 測量, など		J
	V 土木材料, 舗装工学, コンクリート工学, コンクリート構造, など		K
	VI 建設事業計画, 設計技術, 積算・契約・労務・調達, 施工技術, 環境影響対応技術, 維持・補修・保全技術, 建設マネジメント, など (主な論点が建設事業に関するものであること)		L
	VII 環境計画・管理, 環境システム, 用排水システム, 廃棄物, 環境保全, など		M
III 周辺技術分野	環境アセスメント, 環境調査, 情報工学, コミュニケーション・プレゼンテーション技術, 情報化技術, コンピュータプログラミング, など	N	
IV 総合管理分野	建設生産システム(コンストラクションマネジメント(CM), プロジェクトマネジメント(PM)), 品質保証, 安全管理, リスクマネジメント, 公共経済学, 社会資本整備論(費用対効果分析・事業評価手法), など	O	

※専門技術分野は、原則として土木学会年次学術講演会講演部門に準じています
(いずれの部門においてもその部門に関連した地球環境問題を扱う)。

iii) 4つの教育形態 (表3 参照)

現時点で想定している教育形態は以下の4つのパターンに区分されます。
なお、教育形態についても今後の継続教育制度の進展によって随時見直すこととしています。

※「自己登録」において「教育形態」(I～VI)を選択する際は、4つのパターンのうち、最も近い形態と思われるものを選択してください。

表2 教育形態

■参加学習型	【I】講習会、研修会、講演会、シンポジウム等 【I】土木学会の認定するeラーニングの履修 【III】企業内研修への参加など
■情報提供型	【II】論文等の発表、【IV】技術指導、【VI】技術会議への出席など
■実務学習型	【III】企業内研修、【V】業務経験など
■自己学習型	【VI】上記に当てはまらないもの全て

iv) 教育形態とCPD単位

目標 CPD 単位 = 50 単位 / 年 (推奨値)

本会では年間 50 単位の取得を推奨しています。教育形態に応じて CPD 単位を定めております(表3)ので、特定の教育分野や教育形態に極端に偏らないよう、バランスの良い単位の取得を心掛けて下さい。特に、自己学習のみにならないようご留意下さい。**なお、この教育形態・CPD 単位は随時見直しを図っております。以前証明の対象となった単位が証明対象外となることがあることをご承知置き下さい。**

v) CPD 単位の計算例

- ◆ 土木学会年次学術講演会にて講演(時間:7分)した。
II 論文等の発表(3)論文等の口頭発表(法人格を持つ学協会での発表)に該当
CPDF(重み係数) = 0.4, CPD 単位 = $0.4 \times 7 \text{分} = 2.8 \text{単位}$
- ◆ 協会の依頼によりシンポジウムで発表(時間:60分)を行った。
IV 技術指導(10)教育機関、学協会、官公庁、公共機関からの依頼で講師を務めるに該当
CPD 単位 = 10 単位
- ◆ 特許出願が特許登録された。
V 業務経験(14)特許取得に該当
CPD 単位 = 40 単位
(ただし、複数の特許出願であってもテーマが共通している場合には一つと数え、最初に特許登録された時点で計上します。)
- ◆ 法人格を持つ協会の技術委員会に委員として参加し、2時間の審議を行った。
VI その他(16)委員会、研究会への出席(委員や幹事の場合)に該当
CPDF(重み係数) = 1.0, CPD 単位 = $1.0 \times 2 \text{時間} = 2.0 \text{単位}$ (会議の都度、時間をカウント)

表3 教育形態の内容とCPD単位

教育形態		番号	内 容	CPD 単位 =CPDF×H(hr)、M(min)、P(Page)	1 年間あたりの CPD 単位上限値	FAQ 番号	備 考
I	講習会等への参加	1	講習会等 への参加(認定プログラム) e-ラーニングの履修(土木学会認定)	1.0×H	—		土木学会認定 CPD プログラムおよび建設系 CPD 協議会参加団体(支部等も含む)主催プログラム、または認定しているプログラムが該当する。ただし、協議会参加団体の認定が確認できない場合、認定番号が判る資料の提出を必要とする。e-ラーニングは下記 URL に掲載しているもので、証明にあたっては修了証の提出を要する。 http://committees.jsce.or.jp/opcet/01e-learning
		2	講習会等 への参加(認定プログラム以外)	0.5×H	—		1 の要件に該当しない講習会等を対象とする。
II	論文等の発表	3	論文等の口頭発表 (法人格を持つ学協会での発表)※1	0.4×M ポスターセッション発表は 一律 4	—		ここでいう発表は自身の論文に関わるものに限る。 (依頼を受けての講演は 10 を適用)
		4	論文等の口頭発表 (前記以外での発表)※1	0.2×M ポスターセッション発表は一律 2	—		ここでいう発表は自身の論文に関わるものに限る。(社内発表会等も含む。) (依頼を受けての講演は 11 を適用)
		5	学術雑誌への査読付き論文等の掲載・発表	1 件につき共同執筆者合計で 40	—		掲載されたものに限る。執筆者間で貢献度に応じ配分する。 「論文等」の種類は、土木学会論文集投稿要項の原稿区分(論文・報告・ノート・討議・委員会報告)に準じる
		6	査読のない一般論文、総説等の掲載・発表	1 件につき共同執筆者合計で 10	—		掲載されたものに限る。執筆者間で貢献度に応じ配分する。 社内発表会等での論文発表も含む。
		7	技術図書の執筆 技術・学術雑誌等への寄稿・掲載	3.0×P(1件あたり最大 30)	—		技術・学術雑誌等への寄稿・掲載は技術的内容に限る。 社内報等も含む。社内報等の場合は証明にあたって目次等の提出を要する。
III	組織内研修	8	組織内研修プログラム受講	0.5×H	30		内容により対象外となる研修もある。(参考資料 3 参照)
IV	技術指導・教育	9	JABEE 審査員(オブザーバー含む)を務める	新規審査・継続審査の担当:50 中間審査(実地審査)の担当:35 中間審査(書類審査)の担当:20	—		土木学会の依頼により JABEE 審査員(オブザーバー含む)を務めた場合を対象とし、年度内で審査に関連する活動(審査員研修会、打合せ、審査等)を全て含む。受審する側の JABEE 対応は対象外。
		10	教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 からの依頼で講師を務める/論文の査読を行う	講師:10(1講義あたり) 査読:10(1論文あたり)	30		単位には事前準備を含む。 教育機関に所属する者が、教育機関で講師を務める場合は対象外。 所属先が主催する対外的な行事・研修等で講演する場合は 11 を適用。
		11	教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 以外からの依頼で講師を務める/論文の査読を行う	講師:5(1講義あたり) 査読:5(1論文あたり)	15		単位には事前準備を含む。組織内研修プログラムの講師も含む (8 に該当しない組織内研修プログラムの講師は対象外)
V	業績・特許	12	成果を上げた業務・研究等(責任者)	20	—		業務表彰は、個別業務に対して発注機関(官公庁または公共機関※2)が授与するものに限る。安全表彰、功労者表彰は、「成果を上げた業務」として見なさない。研究表彰は、各学協会の表彰規程に基づくものに限る。所属組織からの表彰は対象外。証明にあたっては表彰状ならびに当該業務・研究に従事したことを示す資料(Corins/Tecris/研究計画書等)の複製の提出を要する。
		13	成果を上げた業務・研究等(担当者)	10	—		
		14	特許取得(発明者に限る)	基本特許は関係者合計で 40 周辺特許は関係者合計で 10	—		関係者間で貢献度に応じ配分する。 証明にあたっては特許証の複製の提出を要する。
VI	その他	15	委員会、研究会への出席 (議長や委員長、副委員長、幹事長の場合)	2.0×H	—		教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 から委嘱された各種委員会、研究会等、または土木工学に関する学術雑誌の編集査読委員会等を対象とする。 自己の所属する組織(事業所レベル)内の委員会・会議等は対象外。 委託・請負業務等に含まれるもので、運営側として参加する場合は対象外。
		16	委員会、研究会への出席(委員や幹事の場合)	1.0×H	—		
		17	災害調査団への参加、大学・研究機関等が行う研究開発への参加、国際機関への協力等	一案件につき 20	20		自身の所属する組織への業務委託で参加・協力する場合は対象外。 災害調査団への参加は、教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2 が派遣するものに限る。
		18	自己学習	0.5×H	30		各種資格取得のための受験勉強はこの項目で登録する。

※1 連名者(共著者)もこれに準ずる。

※2 公共機関の範囲は、災害対策基本法による指定公共機関に準ずる

(5) 継続教育 (CPD) 記録の登録

継続教育 (CPD) の記録は (4) の教育分野・教育形態に基づき、ご自身で、CPD システムに登録します。CPD システムの利用方法は巻末参考資料をご参照下さい。

登録上の主な留意点としては以下の通りです。

- ① 記録を登録しただけでは証明書の対象とはなりません。記録の証明には、登録された記録が適切な内容であるかを確認する、ステータスチェックの実行が必要となります。(P20 参照)
- ② 教育記録については、実施の都度、ご登録ください。期間をまとめた登録や大きく過去に遡って登録された記録は、証明の対象外とする場合があります。
- ③ 教育内容の記述が無いもの、記述が不十分で教育内容の判断が付かない場合は証明の対象外とする場合があります。
- ④ 教育内容欄の記述は、第三者がそれを見たときに、教育内容が伝わるよう記述してください。

(6) 継続教育 (CPD) 記録の管理

- 1) 本会は登録された継続教育 (CPD) 記録を利用者本人の同意を得ないで、第三者に開示または提供はいたしません。
- 2) 利用者本人の指摘により、本会が自動登録した継続教育 (CPD) 記録に誤りがあることが確認された場合には、速やかに記録の訂正を行います。また本会が誤りを見つけた場合には、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の訂正を行います。
- 3) 利用者本人が会員の資格を失った場合や、自己登録された継続教育 (CPD) 記録に虚偽の申告に基づくものが見つかった場合には、利用できるサービスを停止します。また、既に登録された継続教育 (CPD) 記録を取り消すことがあります。
- 4) 利用者本人から「継続教育記録登録証明書」の申請があった場合に、本会は登録された継続教育 (CPD) 記録の内容を確認するステータスチェックを行います。その際、本会が継続教育 (CPD) 記録に誤りを見つけた場合には、本会は利用者本人の同意を得ないで記録の訂正を行います。
- 5) 登録された継続教育 (CPD) 記録について、サンプリングによる監査を実施することがあります。その際は、エビデンスを提示していただくことがありますので、ステータスチェックが完了するまでは必要最小限の参加記録等 (参加券・受講証明・委嘱状・議事録・表彰状等) を保管しておいて下さい。

(7) 継続教育 (CPD) 記録の証明 (継続教育記録登録証明書の申請)

・ステータスチェック (継続教育記録の確認)

利用者の申請に応じ、継続教育 (CPD) 記録に関する証明書 (継続教育記録登録証明書) を発行します。

証明書の発行を希望する場合は、CPD システムで利用者メニューの「継続教育記録登録証明書の申請」画面から必要事項を入力して申請してください。

証明書発行時のステータスチェック結果は事前にお知らせいたしません。単位数を事前に確認されたい場合は、証明書発行申し込みの前にステータスチェックをお申し込みください。

(電話でのお申し込みは受け付けておりません。かならず CPD システムからお申し込みください。)

確認対象の継続教育 (CPD) 記録が多くなると時間を要しますので、日頃からの継続教育 (CPD) 記録の登録と、閑散期 (7~12 月) でのステータスチェックを行っていただければと、証明書発行に要する期間を短縮できる場合もございます。

ステータスチェック済の教育記録に対する**証明書の発行は基本的に 2 週間程度の期間を要します。繁忙期 (1~4 月) においては更に期間を要します。**

i) 手数料について

証明書発行・ステータス確認には所定の手数料をご負担いただきます。本会で証明書の発行・ステータス確認を行った後、郵便振替の振込用紙をお送りします。振込用紙に記載の発行日より二週間以内にお支払いく

ださい。期日までにお支払いが無い場合は、CPD システムの利用を停止します。

表 4 証明書発行・ステータスチェック手数料(税込)

目的	会 員	CPD メンバー	備 考
土木学会認定技術者資格更新のため証明書発行 (1 枚につき)	2,000 円	3,000 円	ステータス確認を含む。 (単位数の事前通知は含まれません。)
その他 証明書発行 (1 枚につき)	3,000 円	5,000 円	
ステータス確認	1,000 円	3,000 円	証明対象単位数の通知のみ

なお、証明書発行・ステータスチェックの作業途中で対象期間を変更する場合・継続教育(CPD)記録を追加した場合は、別個の作業として上記の手数料を請求いたします。予めご了承ください。

ii) 申請内容・登録内容に関する問合せについて

証明書発行・ステータスチェックにあたり、申請内容・登録内容について不明な点がある場合、技術推進機構からメールで問合せを行うことがあります。

技術推進機構からの問合せに対し、送信日から数えて 2 週間以上回答がない場合は、その時点で確認できた内容のみで作業を完了し、所定の手数料を請求させていただきます。予めご了承ください。

iii) 申し込みのキャンセルについて

申請者の都合による作業着手後のキャンセルは承れません。所定の料金を請求させていただきますので、期日までにお支払いください。

iv) 未払いがある場合の対応について

以下に該当する場合には、納入が確認できるまで、継続教育記録の証明・ステータスチェックの依頼を承れません。

- 【会員の方】土木学会年会費が半年以上未納である場合
- 【CPD 登録メンバーの方】CPD 登録メンバー継続利用料が半年以上未納である場合
この場合、CPD 登録メンバーの資格が消失し、土木学会 CPD システムの利用ができなくなります。
- 過去において、継続教育記録証明・ステータスチェックの手数料が未納である場合

(8) 土木学会認定 CPD プログラム

技術者の継続教育の必要性・重要性に対する認識が深まるにつれ、良質のプログラムを企画・提供していくことの重要性はますます高まっています。学会では、幅広く多くのプログラムを提供・紹介する立場から、学会内外でプログラムを企画される方々に教育的効果の高い良質なプログラムを積極的に企画・提供していただき、それらを土木学会認定 CPD プログラムとしています。

i) 土木学会認定 CPD プログラムとは

「土木学会認定 CPD プログラム」とは、一定の基準に適合していることを学会が認定した CPD プログラムのことです。プログラムの主催者からの申請に対して、所定の審査を実施し、認定の可否を判断しています。土木学会が認定したプログラムの多くは「建設系 CPD 協議会のホームページ」で検索・閲覧できます。ここには、加盟学協会が認定したプログラムが掲載されています。ここに掲載されたプログラムはすべて本会が認定したプログラムと同様の取扱いをしていますので是非ご利用下さい。

ii) 土木学会認定 CPD プログラムの申請手続き

講習会、研修会、講演会、シンポジウムなどの主催者の方が、主催する行事等について、「土木学会認定 CPD プログラム」としての認定を希望する場合は、次に示す内容を踏まえ Web フォーム(P8 参照)から申請してください。

(a) 土木学会認定 CPD プログラムが求める内容

CPD プログラムとしての認定を受けようとする行事等については、土木技術者のための CPD プログラムの拡充を図るため、下記の①～④のいずれかに該当する内容であることを求めます。

① 最新技術動向 (State of the arts) の理解に役立つ内容【技術動向】

- ・ 専門技術分野における最新の知識、技術、考え方等をタイムリーに提供すること

② 土木技術を取り巻く状況の理解に役立つ内容【社会性】

- ・ 土木技術は公共の福祉に直接関わる重要な役割を果たしていることの理解を促すこと
- ・ わが国が置かれている厳しい環境条件下で、今後目指すべき社会資本整備のあり方とこれを可能にする技術の重要性を伝えること

③ 土木技術の活用に必要な関連分野の理解に役立つ内容【総合性】

- ・ これからの土木技術者に必要とされる関連分野の知識、技術、考え方等をタイムリーに提供すること
- ・ 社会のコーディネータとしての役割が求められていることから、感性を磨き、総合的、国際的、歴史的視点でものを見ることができ土木技術者の育成に資すること

④ 土木技術者としての倫理観の涵養に役立つ内容【技術者倫理】

- ・ 専門的能力を持つ土木技術者としての自律的な判断力の涵養に資すること

(b) 土木学会認定 CPD プログラム 認定基準 (教育形態「I」を対象)

① 主催者

建設系 CPD 協議会参加団体(支部等含む)以外の主催者については、土木学会が信頼のおける団体と認定できる組織(教育機関、学協会、官公庁、公共機関、または土木学会法人会員等)であること。

② 認定方法・認定基準

Web フォームから申請された内容をもって認定の可否を判定します。

判定資料は、「プログラム認定申請内容」および「追加資料(提出の場合)」とし、以下の事項が適切に記載されている場合に「土木学会認定 CPD プログラム」として認定します。(必要に応じて申請者に内容確認を行います。)

- ・ 学習の目標や目的、期待する効果が明示されていること
- ・ 土木技術者区分ガイドライン(参考資料 4)に照らし対象とする技術者のレベルが示されていること
- ・ 講義・講演、演習、実習などの教育手段が分かること
- ・ 講師の氏名、所属、演目、時間配分などが分かること
- ・ 使用機材・教材としてパワーポイント、映像、テキストなどの使用の有無が分かること
- ・ 会場や定員が分かり、申込者または参加者の確認が可能であること
- ・ 講習会のフィードバックとして、アンケート調査等を実施し、講習会等を自己評価し、次につなげる仕組みを有していること(努力目標)

③ 認定しないプログラム

以下に該当する内容の申請は、土木学会認定 CPD プログラムとして認定いたしません。

- ・ 組織内研修プログラム(プログラム主催組織に所属する職員のみを対象としているもの)
- ・ 営利目的(自社商品の説明、解説等)と判断されるもの
- ・ 外部に向けて参加者の募集が行われないもの
(会員限定行事の場合は、会員の募集が一般に対して行われていれば可とする)

(c) 申請の手順

- ① 申請者は、下記 URL より、CPD プログラム申請ページで必要事項を入力し、申請してください。

【CPD プログラム認定申請】 <http://www.jsce.or.jp/cpd/apply.aspx>

図2 CPDプログラム申請ページ

- ② プログラムの詳細内容・スケジュール等、追加資料があれば、土木学会 技術推進機構 E-mail: opcet-cpd@jsce.or.jp 宛メールにて受付番号を明記して送付して下さい。
- ③ 技術推進機構、継続教育実施委員会において認定基準に基づき審査します。(技術推進機構にて判定可能な場合は、委員会審査は省略します。委員会審査実施の場合は、通常、委員長、幹事長にて協議します。)
- ④ 審査結果を申請者にメールにて通知します(認定プログラムには、希望により前掲の「CPD マーク」を提供します。

(注)認定の有効期限は1年です。毎年継続して開催するプログラムは、開催の都度申請が必要です。

(d) 認定申請料

1プログラムにつき 6,000円(税込)

※本会(本部・支部・各委員会)が主催または共催するプログラムの場合、認定申請料は不要です。
 ※本会の協賛または後援しているプログラムでは、認定申請料の負担が必要となります。

(e) 認定プログラムの公表

- ① 認定プログラム(e-ラーニングを除く)は土木学会 HP の「土木学会認定 CPD プログラム情報」に掲載します。

【土木学会認定 CPD プログラム情報】 <http://www.jsce.or.jp/cpd/Search.aspx>

- ② 申請者が希望する場合、①のほか、建設系 CPD 協議会の「CPD プログラム情報検索サイト」への掲載を行います(e-ラーニングは掲載の対象外です)。本会以外の団体等が主催するプログラムで掲載を希望される場合は、認定申請料とは別途掲載料(3,000円、税込)をご負担いただきます。

【建設系 CPD プログラム情報検索サイト】 http://www.cpd-ccesa.org/prog_search.php

- ③ 土木学会で認定する e-ラーニングは、当面以下の URL に掲載します。

【土木学会認定 e-ラーニング情報】 <http://committees.jsce.or.jp/opcet/01e-learning>

(f) 申請項目

CPD プログラム認定の申請内容は表の通りです。

表 5 CPD プログラム認定申請の項目

プログラム名 *	プログラムのタイトルをご記入下さい。
主催者名 *	主催者名をご記入下さい。共催の場合は共催者も併記してください。 後援者名を記入する必要はありません。
プログラムの目標 * (200 文字以内)	プログラムの受講者が学習する内容とその目標を記入してください。 自動登録の際には、この内容が各個人の教育内容として登録されますので、受講者が後日受講内容を振り返ることができるよう記述してください。
プログラムの内容 *	講師と演題を記入してください。
プログラムのレベル *	初級 / 初級、中級 / 中級 / 中級、上級 / 上級 / 初級～上級
教育分野 *	2 ページの表を参考に A～O より選択してください。
教育形態 *	4 ページの表を参考に、プルダウンから選択してください。
その他	教育形態でその他を選んだときは必須です。
開始日 *	例:2018/7/3
終了日 *	例:2018/7/4
開催時間 *	おおよその開催実時間を入力して下さい。(10 分単位、10 分未満は切り上げ) 最終的に事務局がタイムテーブルで確認します。
開催場所 *	都道府県、市区町村、会場名を入力してください。
定員 *	プログラムの募集定員を記入してください。
参加費 *	参加者に分かるように記載してください。
URL	タイムテーブルが確認できるホームページの URL をご記入ください。
備考	
建設系 CPD 協議会の検索サイトへの掲載	希望しない / 希望する(別料金)
CPD マーク送付	「不要 / 希望する」のいずれかを選択
申請責任者名 *	プログラム開催の責任者名を記入してください。
申請担当者名 *	申請担当者の氏名を記入してください。
申請担当者所属 *	申請担当者の所属先を記入してください。
連絡先郵便番号 *	申請担当者の連絡先郵便番号を記入してください。
連絡先住所 *	申請担当者の連絡先住所を記入してください。
連絡先電話番号 *	申請担当者の連絡先電話番号を記入してください。
連絡先 E-mail *	申請担当者のメールアドレスを記入してください。 認定通知はこのメールアドレス宛に送付されます。

※印は必須項目 ■土木学会/建設系 CPD 協議会検索サイトに掲載 ■建設系 CPD 協議会検索サイトに掲載

プログラム名・主催者名・共催者名

プログラム名と主催者名は、そのままの内容で「土木学会認定 CPD プログラム検索」ページに掲載されます。建設系 CPD 協議会の検索サイトへの掲載を希望された場合も、この内容がそのまま掲載されます。

プログラムの目標

受講者が継続教育 (CPD) 記録の登録を行う際、学習内容として記載の参考になるよう記入してください。

プログラムの内容

プログラムの演目、講師などを記入してください。

プログラムのレベル

土木技術者区分ガイドラインを参考に、プログラムのレベルを設定してください。

教育分野

教育分野及び内容で、3つまで分野を申請可能です。

継続教育記録証明書上の登録単位数の集計は一番目の分野で単位の集計を行います。内容的に最も相応しい分野を一番目で選択してください。二番目、三番目の分野の入力は無くても結構です。

教育形態・その他

プルダウンで合致するものがない場合は、その他に記入してください。

開始日・終了日・開催時間

開始および終了の日付を入力してください。開催時間については、受付・食事・休憩・移動など学習に直接関わらない時間を除いた実時間を記入してください。

開催期間が複数日にわたる展示会・フェアの場合は、一日ずつ申請ください。

(プログラム番号は一日ずつ発行します。申請料は開催期間を通じて一プログラムとして請求します。)

開催場所・定員

開催場所は都道府県をプルダウンで選択し、市区町村名までを記入してください。

住所等会場の詳細につきましては、主催者作成のホームページ等でご案内ください。

参加費

会員 4,000 円、非会員 5,000 円など、参加者に分かるように記入してください。

URL

検索サイト掲載時に該当ページへのリンクを作成します。プログラム内容が確認できるホームページの URL をご記入ください。申請後にページを作成した場合は、その URL をメールにてご連絡ください。連絡なき場合は検索サイトにリンクは掲載されません。

ホームページにプログラムの詳細スケジュールの掲載がない場合は、単位数の確認のためスケジュールが確認できる資料を、土木学会 技術推進機構まで受付番号を明記してメールにて送付してください。

備考

その他事務局への連絡事項がありましたら記入ください。

建設系 CPD 協議会の検索サイトへの掲載

土木学会主催行事は自動的に建設系 CPD 協議会検索サイトに掲載します。土木学会以外の主催者の方が建設系 CPD 協議会検索サイトへの掲載を希望する場合は、別料金となります。

土木学会認定 CPD プログラム検索サイトへは自動的に掲載されます。

申請責任者名・申請担当者名・申請担当者所属

連絡先郵便番号・連絡先住所・連絡先電話番号・連絡先 E-mail

連絡・問合せ先となりますので、正確にご記入ください。

(9) 土木学会 CPD システムの概要

土木学会正会員(個人)および学生会員の方が、インターネット上で①継続教育(CPD)記録の登録、②継続教育(CPD)記録の確認、および③継続教育記録登録証明書の申請をできるサービスを提供しています。本会会員以外の方も「CPD 登録メンバー」として本会に登録していただければ利用いただけます。(下記注 参照)

学習記録の登録方法は、「自己登録」と「自動登録」の二種類です。

自己登録は、自ら継続教育を実施した記録を利用者が Web 上から登録する方法です。学習記録として登録できる対象に制限はありませんが、土木学会で継続教育記録証明の対象となる学習記録には制限があります。

自動登録は、カードリーダー受付をした土木学会本部主催講習会と、土木学会本部委員会等への参加が対象となります。

※注:土木学会を退会した場合は、「継続教育データベース」へのアクセス権を失い、本サービスを利用することができなくなります。再度、土木学会へ入会するか、CPD 登録メンバーとして登録して下さい。

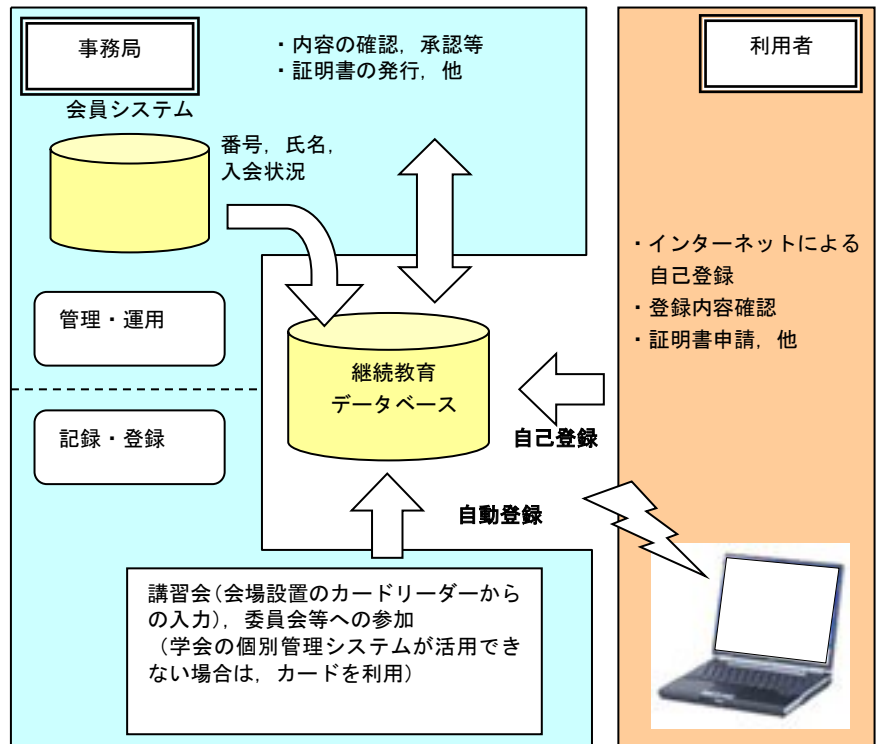


図3 土木学会 CPD システム

(注)「CPD 登録メンバー」の利用方法

本会会員以外の方が土木学会 CPD システムを利用するためには、「CPD 登録メンバー」として登録が必要です。登録手順は、以下のとおりです。

- (ア) 右記の URL にアクセスして下さい。 http://committees.jsce.or.jp/opcet/01_entry
- (イ) 利用規約(会員外)をご確認いただき、CPD 登録メンバー入会申込をしてください。
- (ウ) 土木学会より請求書を郵送しますので、銀行振込または郵便振替にて登録利用料(税込)をお支払いください。入金確認の後、申込時に入力されたメールアドレス宛に ID を通知します。
- (エ) ID が届きましたら、下記 URL よりパスワードを発行してください。このパスワードと ID で土木学会 CPD システムが利用可能となります。

<https://www.jsce.or.jp/jscenet/pgasp/passinput/passinfo.aspx>

- (オ) お支払いの翌月末頃に、「CPD 登録メンバー証」を郵送でお届けします。

利用料の支払方法

■新規に利用を開始する場合

4 月から翌年 3 月の年度を利用期間の単位とします。利用開始日にかかわらず登録利用料は変わりません。申込受領後、請求書を送付しますので、速やかにお支払いください。送金にかかる手数料はご負担下さい。

新規登録・利用料(税込)：7000円

※申し込みから3ヶ月を経過しても登録利用料の支払いが無い場合は、申し込みがキャンセルされたものと見なし申込情報を削除します。その場合は改めてお申し込みください。

■継続して利用する場合

利用年度末に、技術推進機構より翌年度の継続意向確認の連絡をいたします。継続する意向を示された方には、4 月に技術推進機構から CPD 登録メンバー継続のご案内とあわせて次年度利用料の請求書をお送りいたします。請求書記載の支払い期日までに継続利用料をお支払いください。なお期日までにお支払いがない場合、登録された継続教育(CPD)記録の利用はできなくなります。

継続利用料(税込)：6000円

CPD 登録メンバー資格の喪失について

以下に該当する場合は、CPD 登録メンバーとしての資格を喪失します。なお CPD 登録メンバーとしての資格を喪失された場合は、一定期間後に、登録されている教育記録をすべて消去いたします。

- ・ 継続利用料の請求後半年を経過して、継続利用料の入金が確認できない場合
- ・ 技術推進機構から継続利用料未納の方へ、7 月末に送付する「納入に関するお問い合わせ」が宛先不明で返送された場合

メンバー属性を変更した場合

CPD 登録メンバーから土木学会会員になられた場合、または土木学会を退会して CPD 登録メンバーとして継続を希望される場合は、以下の URL からメールをお送りください。

ご連絡いただいた日を除き、3 営業日程度でデータの移行を行います。

http://committees.jsce.or.jp/opcet/01_guidebook

登録情報に変更があった場合

勤務先、住所、メールアドレス等、ご登録いただいている情報に変更があった場合は、以下の方法により速やかに登録内容の修正をお願いいたします。

土木学会会員の方	土木学会 会員専用ページより登録情報を修正ください。 https://www.jsce.or.jp/member/member_only/wp100.aspx 土木学会会員情報の修正に関するお問い合わせは、土木学会 会員・企画課(03-3355-3443;member@jsce.or.jp)へお願いいたします。
CPD 登録メンバーの方	CPD システムの登録情報の修正から、修正ください。

CPD 登録メンバーの利用を終了する場合

CPD 登録メンバーID を記載し、利用終了する旨を技術推進機構までお知らせ下さい。

參考資料

【参考資料1】専用ホームページの利用方法

本会の正会員（個人）および学生会員、ならびにCPD登録メンバーは、専用ホームページにアクセスすれば、土木学会CPDシステムのサービスを利用することができます。

以下、専用ホームページの利用方法について、順を追って説明します。

(1) 専用ホームページへのアクセス

本会ホームページ(図4)の下部にある「CPD・資格制度」のバナーから、「技術推進機構」のページ(図3)にアクセスします。

<http://committees.jsce.or.jp/opcet/>

次に「CPD システム利用者ログインページ」をクリックして「ログイン画面」(図6)を表示させます。



図4 土木学会 ホームページ



図5 土木学会 継続教育(CPD)制度のページ

図 6 の画面が表示されたら、ID とパスワードを入力して、ログインをクリックすると、利用者メニューのページ(図 7)が表示されます。ID とパスワードは、以下の通りです。

正会員(個人)および学生会員	ID・・・会員番号 パスワード・・・初回アクセス時に自身が設定したパスワード。
CPD 登録メンバー	ID・・・CPD 登録メンバー証記載の登録番号 パスワード・・・メンバー証発行時に通知されたもの

※会員の方が、土木学会に入会されたときに発行されるパスワードは、土木学会の会員情報ページにログインするためのものです。初回アクセス時は「パスワード不明の方はこちらへ」からパスワード発行を申請してください。

パスワードをお忘れの方は、「ログイン画面」でパスワードを問い合わせることができます。

図 6 ログイン画面

図 7 利用者メニュー画面

「利用者メニュー」(図 7)では、「CPD 記録の自己登録」や「CPD 記録の確認」、「パスワードの変更」、「継続教育記録登録証明書の申請」「ステータス確認申請」「登録情報変更(CPD メンバーのみ)」を行うことができます。メニュー画面には、最終アクセスの時刻や登録された CPD 単位(参考)が表示されます。

(2) CPD 記録の自己登録

(30分入力しない状態が続くとログアウトしてしまいますので、ご注意ください。)

※以下、画面上での教育形態の記述が現行のものとは一部異なっておりますが、操作方法は変わりません。

【手順 1：メニュー選択】

「利用者メニュー」画面の、「CPD 記録の自己登録」をクリックすると、図 8 の画面が表示されます。

ここから、行事への参加、論文等の発表、技術指導、自己学習など、教育形態別の CPD 記録を登録することができます。

(ただし「自己学習」については、このあと説明する「入力画面」の備考欄に、学習内容が判断できる説明を記入していただく必要があります。)

【手順 2：教育形態の選択】

それぞれの教育形態を選択するリンクが付いていますので、入力しようとする教育形態の「選択」をクリックして、「CPD 記録の自己登録」の入力画面(図 7)を表示させます。

注) **教育形態は入力後の修正ができません。** 教育形態を修正いただく場合には手順 2 まで戻り入力しなおす必要があります。

教育形態一覧	
I-1. 講習会、研修会等への参加、e-ラーニング	選択
I-2. 講演会、シンポジウム等への参加	選択
II-3. 口頭発表(法人格を持つ学協会での発表、講演)	選択
II-4. 口頭発表(前記以外での発表、講演)	選択
II-5. 論文発表(学術雑誌への査読付き論文発表)	選択
II-6. 論文発表(一般論文、総説等)	選択
II-7. 技術図書の執筆、技術・学術雑誌等への寄稿	選択
III-8. 組織内研修プログラム受講	選択
IV-9. JABEE審査員(オブザーバーを含む)を務める	
IV-10. 教育機関、学協会、官公庁、公共機関での講師/論文の査読	選択
IV-11. 教育機関、学協会、官公庁、公共機関以外での講師/論文の査読	選択
V-12. 成果を上げた業務・研究等(責任者)	選択
V-13. 成果を上げた業務・研究等(担当者)	選択
V-14. 特許取得(発明者に限る)	選択
VI-15. 委員会、研究会への出席(議長や委員長の場合)	選択
VI-16. 委員会、研究会への出席(委員や幹事の場合)	選択
VI-17. 大学、研究機関(企業を含む)における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	選択
VI-18. 自己学習	選択

図 8 CPD 記録の自己登録画面 (I)

■CPD記録の自己登録

入力>>確認>>登録

教育形態一覧		I-1. 講習会、研修会等への参加、eラーニング履修
I-1. 講習会、研修会等への参加、eラーニング履修	選択	
I-2. 講演会、シンポジウム等への参加	選択	主催者名
II-3. 口頭発表(法人格を持つ学協会での発表、講演)	選択	タイトル
II-4. 口頭発表(前記以外での発表、講演)	選択	教育内容
II-5. 論文発表(学術雑誌への査読付き論文発表)	選択	日付 開始日と終了日が同じ場合は、開始日のみを入力してください。 例: 西暦2005年6月1日(半角数字) 開始: 西暦 []年 []月 []日 終了: 西暦 []年 []月 []日
II-6. 論文発表(一般論文、総説等)	選択	
II-7. 技術図書の執筆、技術・学術雑誌等への寄稿	選択	実時間 例: 1時間30分の場合、「1.5」 []時間
III-8. 組織内研修プログラム受講	選択	
IV-9. JABEE審査員(オブザーバー含む)を務める		教育分野 1: 指定なし 2: 指定なし 3: 指定なし
IV-10. 教育機関、学協会、官公庁、公共機関での講師/論文の査読	選択	
IV-11. 教育機関、学協会、官公庁、公共機関以外での講師/論文の査読	選択	
V-12. 成果を上げた業務・研究等(責任者)	選択	CPD単位 CPD単位は自動計算されます。
V-13. 成果を上げた業務・研究等(担当者)	選択	備考
V-14. 特許取得(発明者に限る)	選択	
VI-15. 委員会、研究会への出席(議長や委員長の場合)	選択	
VI-16. 委員会、研究会への出席(委員や幹事の場合)	選択	
VI-17. 大学、研究機関(企業を含む)における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	選択	
VI-18. 自己学習	選択	

図9 CPD記録の自己登録(入力画面)

【手順3：自己登録】

図9は、「I-1. 講習会、研修会等への参加」を選択したものです。
 ここで、講習会名をタイトル欄に入力し、日付、実時間などの学習内容の記録を入力します。
 入力先を他の教育形態に変更したい場合は、変更する教育形態の右にある「選択」をクリックして下さい。
 教育内容は、第三者でも学習した内容が確認できるよう、具体的に記述してください。教育内容に記述のないもの、記述が抽象的であるものなど、教育内容が確認できないものは、証明の対象外となる場合があります

【手順4：登録内容の確認】

必要事項の入力が終了、登録内容確認ボタンをクリックすると確認画面になります。
 ここで入力に誤りがあれば、キャンセルボタンで元の入力画面に戻ります。

【手順5：登録完了】

入力に誤りが無ければ登録ボタンをクリックしてください。
 登録画面が表示されますので、画面下に「データが登録されました」とコメントが出れば登録OKです。

続けて同じ教育形態の記録を入力するときは、登録画面の下にある入力ボタンをクリックすると、入力画面(図9)に戻ります。

他の教育形態の記録を入力するときは、入力しようとする教育形態の右にある「選択」をクリックして下さい。

(3) CPD 記録の確認

「利用者メニュー」画面(図7)で「CPD 記録の確認」をクリックすると、「CPD 記録の確認」(図10)の画面が表示されます。ここで「自動登録」されたデータと「自己登録」したデータについて、CPD 期間や教育形態別にデータを選択(抽出)して確認することができます。(図11)

継続教育記録証明の対象となるデータとして本会事務局のチェックが済んでいる学習記録には、「ステータス欄」に○がついています。「ステータス」欄の○印は、事務局が確認を行い、登録データとして確定されたことを示しています。

学習記録のチェックを済ませるためには、利用者メニューから「継続教育記録登録証明書の申請」または「ステータス確認の申請」を行ってください。なお、ステータスの確認は有料です。

ステータス欄に○がついていない学習記録は、利用者による登録内容の修正や削除が可能です。「ステータス」欄に○がついた学習記録は利用者自身で修正することはできません。修正する必要が生じた場合は、本会事務局までお問い合わせください。

なお自動登録された学習記録につきましては、ステータス欄に○がついた状態で登録されます。(行事等カードリーダー受付:2017年1月～、委員会出席:2016年10月～)

図10 CPD 記録の確認画面

主催者名	タイトル	教育内容	開始日	終了日	実時間	単位数	ステータス	
I-1 講習会、研修会等への参加 単位数:17.8								
土木学会	講習会		2010/02/01		3時間	3	○	詳細
土木学会	ITS講習会	技術講習	2010/02/16	2010/02/16	3時間	3	○	詳細

図11 CPD 記録の抽出結果

(4) パスワードの変更

初めて専用ホームページを利用する際には、本会から通知したパスワードを使ってアクセスします。これは利用者ごとに異なるパスワードを本会が設定したものです。

「利用者メニュー」画面(図7)で「パスワード変更」をクリックすると「パスワード変更」画面が表示されます。任意のパスワードに変更が可能ですが、ご自身で管理して下さい。

利用者メニュー > 自己登録 > CPD記録の確認 > パスワード変更 > 証明書申請

■パスワードの変更

▼パスワードの変更▼

▼現在のIDとパスワードを入力してください。▼

ID ※会員番号あるいは登録番号(半角数字)

パスワード: ※(半角英数字、4文字以上8文字以内)

▼新しいパスワードを入力してください。▼
(確認のため上段・下段の2箇所に入力してください。)

新パスワード: ※(半角英数字、4文字以上8文字以内)

確認用 ※(半角英数字、4文字以上8文字以内)

取消 パスワード変更

図12 パスワードの変更画面

(5) 継続教育記録登録証明書の発行申請

本会に登録されたCPD記録について登録証明書を希望する場合は、「利用者メニュー」画面(図7)で「継続教育記録登録証明書の申請」をクリックし、申請画面からCPD期間、送付先(勤務先の場合は勤務先名まで記載)を入力して申請して下さい。登録されている内容を本会事務局で確認し、技術推進機構から郵送します。なお、証明書の発行は有料です。

利用者メニュー > 自己登録 > CPD記録の確認 > パスワード変更 > 証明書申請 > ステータス確認申請

■継続教育記録登録証明書の申請

▼証明書の申請▼

▼CPD期間、送付先を入力してください▼

■CPD期間を入力してください。

CPD期間	例: 西暦2004年4月 ~ 2005年3月(半角数字)
開始: 西暦	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
終了: 西暦	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
目的	<input type="radio"/> 土木学会認定技術者の資格更新に使用 <input type="radio"/> その他

■証明書の送付先(自宅または勤務先)を入力してください。

送付先	郵便番号 <input type="text"/> 例: 111-1111
	住所 <input type="text"/>
	電話番号 <input type="text"/> 例: 03-0000-0000

このデータは暗号化されて技術推進機構に届きます。

送信

図13 継続教育記録登録証明書の申請画面

(6) ステータスの確認

本会に登録された CPD 記録が証明書の対象となるかどうかを確認するには、ステータス確認申請が必要です。

「利用者メニュー」画面(図 7)で「ステータス確認の申請」をクリックし、申請画面から CPD 期間、送付先(勤務先の場合は勤務先名まで記載)を入力して申請して下さい。登録されている内容を本会事務局で確認し、技術推進機構から確認結果を郵送します。また、確認結果はご自身で確認することもできます。なお、ステータスの確認は有料です。

▶ 利用者メニュー ▶ 自己登録 ▶ CPD記録の確認 ▶ パスワード変更 ▶ 証明書申請 ▶ ステータス確認申請 ▶ 登録情報変更

■ 継続教育記録登録ステータス確認の申請

▼ ステータス確認の申請 ▼

▼ CPD期間、送付先を入力してください ▼

■ CPD期間を入力してください。	
CPD期間	例: 西暦2004年4月 ~ 2005年3月 (半角数字) 開始: 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 終了: 西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月
■ 請求書の送付先を入力してください。(勤務先の場合は会社名まで)	
送付先	郵便番号 <input type="text"/> 例: 111-1111
	住所 <input type="text"/>
	電話番号 <input type="text"/> 例: 03-0000-0000

このデータは暗号化されて技術推進機構に届きます。

送信

図 14 ステータス確認の申請画面

(7) 登録情報の変更

CPD 登録メンバーの方は、CPD システムから登録情報を変更することができます。

「利用者メニュー」画面(図 7)で「登録情報の変更」をクリックし、申請画面から登録されている情報を変更ください。

▶ 利用者メニュー ▶ 自己登録 ▶ CPD記録の確認 ▶ パスワード変更 ▶ 証明書申請 ▶ ステータス確認申請 ▶ 登録情報変更

■ 登録情報変更

入力>>確認>>登録

※ は必須項目ですので必ずご入力ください。

氏名	カナ※	姓 <input type="text"/> 氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/> (全角カナ)
	漢字※	姓 <input type="text"/> 氏 <input type="text"/> 名 <input type="text"/>
生年月日※	西暦 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
E-Mail ※	<input type="text"/> (確認用に再入力してください)	
	<input type="text"/>	
現住所	郵便番号※	<input type="text"/> - <input type="text"/>
	住所※	都道府県 <input type="text"/> 東京都 <input type="text"/> <input type="text"/>
	電話番号※	<input type="text"/>
勤務先	名称※	<input type="text"/>
	部署	<input type="text"/>
	役職名	<input type="text"/>
勤務先住所	郵便番号※	<input type="text"/> - <input type="text"/>
	住所※	都道府県 <input type="text"/> 東京都 <input type="text"/> <input type="text"/> 外濠公園内
	電話番号※	<input type="text"/> 内線 <input type="text"/>
	FAX	<input type="text"/>

登録内容確認

図 15 登録情報変更画面

土木学会員の方は、会員専用ページから登録情報を変更ください。土木学会会員に関する手続き等は、会員・企画課へお問い合わせください。

No.

継続教育記録登録証明書

殿

貴殿のCPD記録については、本会に下記のとおり登録されていることを証明いたします。

ID: _____
 対象期間: _____年 月 日 ~ _____年 月 日
 合計CPD単位: _____単位

教育分野別CPD単位：

教育分野	記号	単位
I 基礎共通分野	A~F	
II 専門技術分野	G~M	
III 周辺技術分野	N	
IV 総合管理分野	O	
合計	-	

教育形態別CPD単位：

教育形態	番号	単位
I 講習会等への参加	1~2	
II 論文等の発表	3~7	
III 組織内研修	8	
IV 技術指導・教育	9~11	
V 業績・特許	12~14	
VI その他	15~18	
合計		

年月日

公益社団法人 土木学会 会長

【参考資料2】CPD 記録・単位に関する FAQ

ここでは、「CPD 記録」「CPD 単位」について、具体的な適用例を Q&A 形式で説明します。

CPD 単位に関する質問(文中、教育形態の「番号」は【1】のように表示しています。)	
I 講習会等への参加(【1】および【2】)について	
Q1	「土木学会認定 CPD プログラム」以外の講習会、研修会、講演会、シンポジウム等に参加した場合には、【18】「自己学習」扱いになるのでしょうか？
A1	<ul style="list-style-type: none"> 土木学会認定 CPD プログラムおよび建設系 CPD 協議会参加学協会(支部等も含む)が主催または認定(建設系 CPD 協議会の「プログラム情報検索システム」に掲載されている)するプログラムは【1】での登録となります。 建設系 CPD 協議会の「プログラム情報検索システム」に掲載されているプログラムを土木学会 CPD として登録する場合は、他団体が認定した単位数ではなく、開催時間数で登録して下さい。 上記以外は、【2】での登録となります。(2018 年度より、上限のある「自己学習」から、上限の無い「講習会等への参加」となりました。ただし一時間につき 0.5 単位としての証明です。)
Q2	現場見学会や展示会に参加した場合でも継続教育(CPD)記録を登録することができますか？また単位としてどのように認定されますか？
A2	<ul style="list-style-type: none"> 単位の認定に関しては研修会などと同様です。土木学会認定 CPD プログラムおよび建設系 CPD 協議会参加学協会(支部等も含む)が主催または認定(建設系 CPD 協議会の「プログラム情報検索システム」に掲載されている)するプログラムは【1】での登録となります。 上記以外は、【2】での登録となります。(2018 年度より、上限のある「自己学習」から、上限の無い「講習会等への参加」となりました。ただし一時間につき 0.5 単位としての証明です。) 見学会の場合には、移動時間(実質的な学習に関わらない時間)を除いた実時間を入力して下さい。
Q3	CPD 記録証明の対象となる e-ラーニングはどのようなものがありますか
A3	<ul style="list-style-type: none"> 土木学会が認定する e-ラーニングが対象となります。 対象となる e-ラーニングは、以下の URL でご確認ください。(随時更新) http://committees.jsce.or.jp/opcet/01e-learning e-ラーニングの学習記録は、記録証明の際に修了証が必要となります。修了証が発行されない e-ラーニングは、証明対象外となります。
Q4	監理技術者講習を受講しましたが、【2】での登録でしょうか
A4	<p>監理技術者講習を受講された場合は、【1】でご登録ください。</p> <p>講習実施者にかかわらず一律 6.0 単位での認定となります。</p> <p>その他、建設系 CPD 協議会参加学協会が主催している資格更新のための講習会(日本コンクリート工学会が認定しているコンクリート診断士、主任技士の資格更新講習等)も【1】で登録が可能です。</p>

II 論文等の発表(【3】～【7】)について	
Q5	土木学会の全国大会(年次学術講演会)での投稿・発表は、どのように入力すればよいでしょうか。
A5	<ul style="list-style-type: none"> ・講演概要の投稿は、【6】に該当します。 ・口頭発表(講演)は、【3】に該当します。 ・投稿は連名者で按分することが可能ですが、発表は当日発表した方のみが対象となります。
Q6	論文等を口頭発表する場合には、連名者や共著者も準ずるとありますが、人数の制限はありますか？
A6	<ul style="list-style-type: none"> ・人数の制限はありません。実際に口頭発表される方と連名者(共著者)の方までが対象となります。 ・口頭発表に際し他の方の発表を聴講した場合には、【1】「講習会等への参加(認定プログラム)」か【2】「講習会等への参加(認定プログラム以外)」のいずれかが適用されます。 ・論文等の口頭発表ではなく、講演会等に講師として登壇した場合は技術指導(【10】、【11】など)が該当します。
Q7	学術雑誌への査読付き論文発表は1論文あたり 40.0 単位とありますが、連名者(共著者)がいる場合には、単位をどのように配分すればよいのですか？
A7	<ul style="list-style-type: none"> ・連名者のある場合には、均等割りでも結構ですが、全体で 40.0 単位となるように貢献度を考慮して、適宜配分して下さい。 ・「土木学会論文集」、「構造工学論文集」、「海岸工学論文集」などが対象となります。
Q8	一般論文でも査読付きのものがありますが、この場合は【5】で単位を計上してもよろしいでしょうか？ また、社内の技術論文集への投稿も継続教育(CPD)記録証明の対象になりますか？
A8	<ul style="list-style-type: none"> ・一般論文で査読付きであっても、数頁(2～3頁)程度の論文の場合は【6】が適用されます。 ・社内の技術論文集への投稿の場合も【6】が適用されます。但し、それが広く公に発行されているものに限ります。社内限定の研修資料は対象外です。 ・いずれの場合も、連名者がある場合には貢献度を考慮して適宜配分し、全体で 10.0 単位となるようにして下さい。
Q9	「技術図書の執筆」は、具体的にどのようなものが該当しますか？
A9	<ul style="list-style-type: none"> ・【7】「技術図書の執筆」については、示方書や専門書、学習教材の執筆あるいは分担執筆が該当します。学会誌等、学術・技術雑誌記事の執筆も該当しますが、内容が技術的であるものに限ります。 ・執筆に要した時間に基づき入力して下さい。1件あたりの最大は 30.0 単位となります。 ・公的機関からの依頼に基づく技術資料の抄録作成は、【7】が適用されます。(1 文献につき 20 分として計上。)
Q10	講義・講演の資料を作成しました。技術図書の執筆として登録できますか。
A10	<ul style="list-style-type: none"> ・講義・講演の資料作成は【7】に該当しません。【10】【11】の範疇に含まれます。資料作成のみは対象外です。

Ⅲ 組織内研修(【8】)について	
Q11	組織内研修プログラム受講(【8】)は組織内で行われるすべての研修会が該当すると考えてよいでしょうか？
A11	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内研修プログラムの継続教育(CPD)記録証明の対象外となる研修内容を参考資料3に示しています。 ・昨今の社会情勢等に鑑み、従来証明対象外としていた下記について、2017年4月より組織内研修として認定することとします。 <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発、労務・健康管理に関する研修 (メンタルヘルス、ワークライフバランス、ダイバーシティ、ハラスメント等) ・法令、コンプライアンス等に関する研修 ・情報セキュリティに関する研修 ・ISOに基づく品質活動に関する研修(審査員研修も含む) ・参考資料3に含まれない内容であれば、eラーニングなどでの組織内研修受講も該当します。

Ⅳ 技術指導(【9】【10】【11】)について	
Q12	JABEE 審査に携わりました。この場合の継続教育(CPD)記録の登録はどうすればよいですか？
A12	<ul style="list-style-type: none"> ・JABEE 審査活動は、研修会・自己点検書の審査・実地審査・事前打合せ等一連の審査活動を一つのまとまりとして単位認定します。(2016年度審査から適用) ・審査員等(オブザーバー含む)として審査業務に関わった方は、翌年1月に自動的に所定の単位を付与します。自己登録いただく必要はありません。 ・CPD記録として認定するのは審査側のみです。受審側は対象外となります。 ・土木学会以外の団体へ登録される場合の単位数は、各団体へお問い合わせください。
Q13	民間に所属しており、大学等から依頼され非常勤講師をしています。【10】に該当すると考えてよいでしょうか？また、毎月講義がありますが、その都度、CPD単位を計上してもよいでしょうか？
A13	<ul style="list-style-type: none"> ・【10】が適用されます。 ・10.0単位は講義の事前準備に要する時間も考慮しています。1回の講義あたり10.0単位とお考え下さい。 ・大学からの委嘱状などを手元に保管願います。
Q14	民間企業から講師を依頼されたような場合や社内の技術講習会などの講師は【11】と考えるとよいでしょうか？
A14	<ul style="list-style-type: none"> ・【11】は【10】以外の教育機会において講師をされる場合に適用されます。 ・具体的には、民間企業から講師を依頼された場合や、民間主催の講演会の講師を行う場合、組織内の技術講習会(eラーニングなども含む)の講師等が【11】に該当します。 ・3-8に該当しない組織内研修講師は対象外です。
Q15	大学で、研究室の卒業生を対象にテーマを決めて定期的に2～3時間の技術サロンを開いています。講演した後で、参加者とフリーディスカッションをしています。どのように継続教育(CPD)記録を登録すればよいでしょうか？
A15	<ul style="list-style-type: none"> ・講演される方には、【11】が適用されます(1回につき5.0単位)。 ・参加される方には、【18】「自己学習」が適用されます。
Q16	講習会、シンポジウム等において「講師」や「座長」「パネリスト」などを勤める場合は、「聴講(参加)」とは別に継続教育(CPD)記録を登録することができますか？
A16	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、学協会、官公庁、公共機関からの依頼で1.5時間講演し、他の方の講演を4時間聴講した場合には、【10】で10.0単位(講演準備も含んでいます。)、【2】で4.0単位の記録が登録できます。【10】と【2】を別々に入力して下さい。 ・「講演」の内容がご自身の「論文等の発表」に関わるものの場合(土木学会年次学術講演会、等)は、口頭発表【3】または【4】が適用されます。 ・教育機関、学協会、官公庁、公共機関からの依頼で「座長」「パネリスト」を務めた場合には、担当するプログラムについて【10】が適用されます。これには、梗概集の通読等、事前の準備も含まれます。

V 業務経験(【12】～【14】)について	
Q17	業務経験で「成果を上げた業務・研究等」には、具体的にどのようなことが該当しますか？
A17	<ul style="list-style-type: none"> ・本会では教育形態の【12】と【13】で、業務・研究において特に技術的成果を上げた場合に限り、継続教育(CPD)記録と見なしています、成果は、対外的受賞等の有無で判断しております。 ・具体的には、工事や設計・研究等に関して、発注者や団体(公益法人等)から、特定の業務に対して表彰状・感謝状を受けた場合が該当します。現場代理人や主任技術者、管理技術者、照査技術者、研究代表者などの立場で受賞を受けた場合には【12】が適用されます。評定点が高いというだけでは認定の対象外です。 ・継続教育(CPD)記録登録の対象となるのは同一業務・研究につき一件までです。 ・以下に該当するものは対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・組織・企業内での表彰 ・安全表彰・功労者表彰 ・学協会表彰(個人対象を除く)
Q18	特許取得(【14】)はどの時点で継続教育(CPD)記録として登録することができますか？
A18	<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁長官から「特許証」が交付された時点で登録して下さい。 ・発明者が複数の場合には、貢献度に応じて40.0単位を適宜配分して下さい。 ・特許は成立するまでかなり時間を要する場合がありますので、出願後の中間処理(異議申立等に対する対応)を「継続教育制度」創設後(2001年4月以降)に行った場合には、出願が本制度創設以前であっても所定の継続教育(CPD)記録を登録できます。 ・複数の特許出願であってもテーマが共通している場合には一つと数え、最初に「特許証」が交付された時点で計上して下さい。

VI その他(【15】～【18】)について	
Q19	委員会・研究会への出席(【15】および【16】)の対象としてはどこまで考えればよいですか？
A19	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関、学協会、官公庁、公共機関が開催する、調査・研究・人材育成等の委員会のすべてが対象となります。ただし以下に該当する場合は対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務・工事等の仕様に含まれる委員会等で、運営側として参加した場合 ・自己の所属する組織(事業所レベル)内の委員会・技術会議等 ・委員会・研究会への参加は、「情報提供型」の教育形態として位置付けられていますので、この観点から、継続教育(CPD)記録登録に値するか否かをご判断下さい。
Q20	大学、研究機関における研究開発への参加、国際機関への協力等(【17】)の対象としてはどこまで考えればよいですか？
A20	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自分の所属する組織を離れて、大学や研究機関において特定のテーマを持って個別のプロジェクトに参加する場合は該当します。 ・委託契約に基づくものは対象外です。 ・イベント・行事等への協力は【10】が適用されます。 ・休職してJICA(国際協力機構)等を通じて国際的活動をするような場合も考えられます。 ・年間の上限値(20.0単位)を設けています。 ・災害調査団(教育機関、学協会、官公庁、公共機関派遣の場合)への参加も該当します。
Q21	自己学習(【18】)で専門誌等を購読した場合、一冊あたりの時間数に上限はありませんか？
A21	<ul style="list-style-type: none"> ・学会誌以外の学術専門誌や技術刊行物等の「講読」は1冊あたり2時間とします。 ・教育記録は、購読一冊ずつで入力してください。複数誌をまとめて入力された場合は証明の対象外とすることがあります。 ・一冊ずつでなく期間で入力された場合、単位数が正しく計上されません。
Q22	定期購読は、先の予定を含めて入力して良いですか。
A22	<ul style="list-style-type: none"> ・継続教育は、自身の実施した記録ですので、完了した内容を都度登録して下さい。 ・システム上先の予定も含めて期間で入力することは可能ですが、ステータスチェック・証明書発行では、申請日以降の日付で登録されている内容はステータスチェック・証明書の対象外です。申込受付時点までに完了している学習記録に対して・確認・証明を行います。
Q23	土木学会の技術者資格や技術士等の資格取得は、どのように登録すればよいですか？
A23	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得そのものは、継続教育(CPD)記録として登録いただけますが、土木学会では継続教育(CPD)証明の対象外となります。 ・個人で行った資格取得のための学習については【18】「自己学習」で登録して下さい。 入力例)主催者名:自己学習 タイトル:上級技術者資格の過去問題を学習、受験対策 教育内容:上級技術者資格取得のために過去問題について解答作成、整理

その他の質問(文中、教育形態の「番号」は【1】のように表示しています。)	
Q24	土木学会認定 CPD プログラムとは何ですか？また、どこを見ればよいのでしょうか？
A24	<ul style="list-style-type: none"> 土木学会認定 CPD プログラムとは、一定の基準に適合していることを学会が認定した講習会等の行事のことです。プログラムの主催者からの申請に対して、所定の審査を実施し、認定の可否を判断しています。土木学会が認定したプログラムは「土木学会認定 CPD プログラム情報」で検索・閲覧できます。 (http://www.jsce.or.jp/cpd/Search.aspx) また、「建設系 CPD 協議会」の「プログラム情報検索」で、加盟学協会が認定したプログラム(建設系 CPD プログラム)を検索することが可能です。(http://www.cpd-ccesa.org/prog_search.php)なお土木学会では、建設系 CPD プログラムを本会が認定したプログラムと同様の取り扱いをしています。 土木学会主催行事は毎月の「土木学会誌」の「会告」欄に、認定の有無を表示しています。 外部に広く参加者を募らない行事等については、組織内研修と見なし土木学会認定 CPD プログラムとしての認定は行いません。(プログラム番号の発行を行いません。)
Q25	自動登録となる教育形態と自己登録となる教育形態との違いを教えてください。
A25	<ul style="list-style-type: none"> 「自動登録」は以下の教育形態が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> 土木学会が主催する講習会等【1】 土木学会の依頼により JABEE 審査員を務める【9】 土木学会本部の委員会活動【15】【16】 ただし、【1】についてはカードリーダーの設置してある会場で、会員カードでの磁気登録を行っていた場合のみが自動登録の対象となります。(登録まで数日かかります。) 上記以外の教育形態はすべて自己登録となります。ご自身で継続教育(CPD)記録をご登録ください。 2017 年からは、自動登録の場合、ステータス確認が済んだ状態で登録されます。
Q26	虚偽の入力を行ってもチェックが出来ないと思いますが？
A26	<ul style="list-style-type: none"> 「土木技術者の倫理規定」に則り、誠実に継続教育(CPD)記録をご登録下さい。 なおサンプリングによる監査を実施します。その際は、エビデンス(証憑)を提示していただくことがありますので、必要最小限の参加記録等を保管しておいて下さい。 入力内容がご自身の CPD 活動に基づいていないことが判明した場合には、土木学会に登録されているその方のすべての継続教育(CPD)を抹消することがあります。
Q27	「自己登録」した継続教育(CPD)記録について、確認の「ステータス」が「○」になりません。どのようにすれば、「○」となりますか？
A27	<ul style="list-style-type: none"> 「ステータスの確認」を申請し、ステータスチェックが必要です。申請後に、本会で確認した継続教育(CPD)記録についてステータス欄に「○」が記録されます。
Q28	土木学会認定 CPD プログラムに参加しました。受講証明書はいただけますでしょうか。
A28	<ul style="list-style-type: none"> 参加したプログラムの受講証明書については直接各プログラムの主催者様にお問い合わせください。 土木学会主催行事では基本的に受講証明書の発行は行っておりません。建設系 CPD 協議会構成団体に提出する受講証明書が必要な場合は、巻末の建設系 CPD 協議会加盟団体共通様式を、受講される方がご自身で会場にご持参いただき、受付にて証明印を受けて下さい。
Q29	過去のガイドブックで認められていた単位は認められないのですか？以前は認められず、あらたに認められるようになった単位について、過去に非認定になった単位を認めてもらえますか？
A29	<ul style="list-style-type: none"> 土木学会がステータスチェックを行う時点での最新のガイドブックに基づき判断いたします。教育活動の実施日が最新のガイドブック以前の場合でも、最新のガイドブックに基づき判断します。 ステータス確認済(単位確定済み)の継続教育(CPD)記録については、ガイドブック改訂後でも取り消しや変更は行いません。 ガイドブックの内容は毎年見直しを行っておりますので、最新のガイドブックを以下の URL でご確認ください。 <p style="text-align: center;">http://committees.jsce.or.jp/opcet/01_guidebook</p>

その他の質問(文中、教育形態の「番号」は【1】のように表示しています。)	
Q30	これから学習する予定がありますが、将来の見込・予定を入力しても良いですか。
A30	・システム上、将来の予定を入力することは可能ですが、これからの予定についてはステータス確認の対象外となります。
Q31	証明書の証明期間の末日は将来の日付でもよいですか。
A31	・証明期間として、将来の日付を入力していただくことは構いませんが、証明の対象となるのはあくまでも実施された学習記録のみとなります。見込で入力されている学習記録は証明の対象とはなりません。
Q32	「ステータスチェック」とは何ですか。
A32	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自分で土木学会 CPD システムに登録した教育記録の内容や単位が、本会の定めるルールに合致したものであるかどうかを、本会が確認するものです。 ・ステータスチェックで証明の対象として確認できた記録の単位のみが、継続教育記録証明書における単位数となります。 ・ステータスチェックはあくまで本会のルールに則って確認するものであり、教育内容の適・不適を判断するものではありません。

【参考資料3】CPD 証明の対象外となる組織内研修の例

以下に、CPD 証明の対象外となる組織内研修を例示します。
ただし、ここに示したものの以外が全て証明の対象となるとは限りません。
研修内容が不明確なものについては、資料のご提出をお願いし、個別に判断しております。

○所属組織のマネジメントに関するもの

- ・組織運営上行う会議(経営会議、幹部会議、営業戦略会議、定例会議、部会、第三者照査会議 等)
- ・自組織の経営方針に関する研修(CSR、予算等)
- ・自組織内の人事・組織・規程等に関する研修
- ・自組織内固有の情報システムに関わる研修(自社システムの操作講習など)
- ・防災(BCP、防災訓練、消防訓練、救命救急講習等)
- ・インターンシップ指導

○受注・営業活動、個別業務・工事に関するもの

- ・個別工事・業務の工程会議・検討会・連絡会議等
- ・総合評価・プロポーザルの提案書作成等、営業・受注活動に関する会議等
- ・受注結果報告、成績評定結果報告
- ・安全パトロール、労働安全衛生規則による活動 等、現場での安全活動の実践

○OJT

なお上記以外で CPD 証明の対象となる組織内研修の学習時間については、土木学会認定 CPD プログラムと同様に、受付・食事・休憩・移動など学習に直接関わらない時間を除いた実時間が、継続教育(CPD)記録として証明の対象となる時間になります。
組織内研修として CPD システムに継続教育(CPD)記録を登録する際には、時間数にご注意ください。

【参考資料 4】 土木技術者区分 ガイドライン（参考）

この土木技術者区分のガイドラインは、土木技術者およびその関係者に、土木技術者の生涯を通じたキャリアパスの観点から土木技術者の段階区分(グレード)と土木学会認定土木技術者資格の位置づけをご理解いただくために作成しました。土木学会認定土木技術者資格は4つの階層から構成されていますが、実社会における土木技術者の責任と権限や活躍の場も考慮し、6つのグレードに分けています。「年齢の目安」、「肩書例」は、あくまでも目安としています。

項目	グレード1	グレード2	グレード3
技術者像	土木技術に関して一定の基礎的知見を有する土木技術者	土木技術に関する基礎知識を有し、実務経験に基づき担当する任務を遂行できる土木技術者	高度な専門知識・技量を有し、責任を持って任務を遂行する能力を有する土木技術者
土木学会認定土木技術者資格	2級土木技術者	2級土木技術者	1級土木技術者
資格に要求される専門的能力	土木技術者として必要な基礎知識を有し、与えられた任務を遂行する能力	土木技術者として必要な基礎知識を有し、与えられた任務を遂行する能力	少なくとも1つの専門分野における高度な知識を有し、自己の判断で任務を遂行する能力
所要実務経験年数	1年以上	1年以上	7年以上
他の資格との関係	修習技術者、技術士補	修習技術者、技術士補	技術士、RCCM
年齢の目安	学卒～	28歳～	35歳～
技術者の具体例(肩書例)	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省:本省、整備局、事務所の担当職 ○地方自治体:本庁、事務所の主事など ○建設系企業(高速道路、鉄道含む)係、担当職など ○建設コンサルタント技師、担当など ○教育・研究者:研究員、技術職員など 	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省:本省の係長、整備局の係長、事務所の課長、研究所の研究官など ○地方自治体:本庁、事務所の主任など ○建設系企業(高速道路、鉄道含む)主任、担当など ○建設コンサルタント技師、担当、副主任、副主査、係長など ○教育・研究者:助教、技術職員など 	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省:本省の課長補佐、整備局の課長、研究所の主任研究官など ○地方自治体:本庁の係長、事務所の課長など ○建設系企業(高速道路、鉄道含む)課長代理、係長、研究所の主任研究員・副主任研究員など ○建設コンサルタント主任、主査、副主幹、担当主監、係長、課長代理、チームリーダー、担当課長、課長など ○教育・研究者:助教、講師など
CPDプログラムのレベル	初級	初級	中級

グレード4	グレード5	グレード6
所属する組織において中核的な役割を担い、高度な専門知識・技量を有し、責任を持って任務を遂行する能力を有する土木技術者	複数の専門分野での高度な知識と経験を基に、重要なプロジェクトの責任者として事業を遂行することのできる土木技術者	専門分野における国内でトップレベルの能力に加え、豊富な実務経験と広範な見識を有する、いわば各資格分野で日本を代表する土木技術者
1級土木技術者	上級土木技術者	特別上級土木技術者
少なくとも1つの専門分野における高度な知識を有し、自己の判断で任務を遂行する能力	複数の専門分野における高度な知識、あるいは少なくとも1つの専門分野における豊富な経験に基づく見識を有し、重要な課題解決に対してリーダーとして任務を遂行する能力	専門分野における高度な知識および豊富な経験に基づく広範な見識により、日本を代表する技術者として土木界さらには社会に対して、多面的に貢献できる能力(※欄外の注を参照のこと)
7年以上	12年以上	17年以上
技術士、RCCM	博士、 技術士(総合技術監理部門)	博士、 技術士(総合技術監理部門)
40歳～	45歳～	50歳～
<ul style="list-style-type: none"> ○国交省:本省の専門官、整備局の調整官、事務所の所長、研究所の主任研究官・室長など ○地方自治体:本庁の課長補佐、事務所の課長など ○建設系企業(高速道路、鉄道含む) 課長、研究所の上席研究員・主任研究員など ○建設コンサルタント 副技師長、主幹、主監、参事、グループ長、グループマネージャー、室長、課長、担当次長、次長、部長代理、担当部長など ○教育・研究者:講師、准教授など 	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省:本省の企画官・室長、整備局の部長、事務所の所長、研究所の部長など ○地方自治体:本庁の課長、事務所長など ○建設系企業(高速道路、鉄道含む) 部長・技師長、現場所長・副所長、研究所の室長・上席研究員など ○建設コンサルタント 技師長、上席主幹、部長代理、担当部長、部長、副部門長、副事業部長、副支社長、副支店長など ○教育・研究者:准教授、教授など 	<ul style="list-style-type: none"> ○国交省:本省の課長・審議官・局長、整備局の副局長・局長、研究所の研究監・所長など ○地方自治体:本庁の技監・次長・部長など ○建設系企業(高速道路、鉄道含む) 役員、部署長・副部署長、大規模現場所長、研究所の所長・副所長など ○建設コンサルタント 上席技師長、理事、統括部長、部門長、事業部長、支社長、支店長、副本部長、本部長など ○教育・研究者:教授など
中級	上級	上級

【参考資料 5】建設系 CPD 協議会

建設系 CPD 協議会とは、建設系分野に係わる技術者の能力の維持・向上を支援するため、関係学会および協会間での CPD(継続教育)の推進に係わる連絡や調整を図ることを目的に、平成 15 年 7 月 25 日に発足した団体です。平成 30 年 4 月現在、19 の団体により構成されています。

■加盟団体(会員)

(公社)空気調和・衛生工学会、(一財)建設業振興基金、(一社)建設コンサルタンツ協会、(一社)交通工学研究会、(公社)地盤工学会、(一社)森林・自然環境技術者教育会、(一社)全国上下水道コンサルタント協会、(一社)全国測量設計業協会連合会、(一社)全国土木施工管理技士会連合会、(一社)全日本建設技術協会、土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局:(一社)全国地質調査業協会連合会)、(公社)土木学会、(一社)日本環境アセスメント協会、(公社)日本技術士会、(公社)日本建築士会連合会、(公社)日本コンクリート工学会、(公社)日本造園学会、(公社)日本都市計画学会、(公社)農業農村工学会(五十音順・平成30年4月現在)

The screenshot displays the homepage of the Construction CPD Consortium. At the top, it features the organization's logo and name in both Japanese and English: "建設系CPD協議会のページへようこそ" and "CPD Consortium in Construction Engineering Societies and Associations". Below this, it shows the number of visitors and cumulative page views. A navigation bar includes links for "TOPページ", "CPDとは", "プログラム情報検索", "建設系CPD協議会とは", "システムの将来構想", and "構成団体のCPD制度概要".

The main content area is divided into several sections:

- 建設系CPD協議会**: A grid of logos for 19 member organizations, including:
 - (公社)空気調和・衛生工学会
 - (一財)建設業振興基金
 - (一社)建設コンサルタンツ協会
 - (一社)交通工学研究会
 - (公社)地盤工学会
 - (一社)森林・自然環境技術者教育会
 - (一社)全国上下水道コンサルタント協会
 - (一社)全国測量設計業協会連合会
 - (一社)全国土木施工管理技士会連合会
 - (一社)全日本建設技術協会
 - 土質・地質技術者生涯学習協議会(事務局:(一社)全国地質調査業協会連合会)
 - (公社)土木学会
 - (一社)日本環境アセスメント協会
 - (公社)日本技術士会
 - (公社)日本建築士会連合会
 - (公社)日本コンクリート工学会
 - (公社)日本造園学会
 - (公社)日本都市計画学会
 - (公社)農業農村工学会
- プログラム情報検索**: A search box for CPD programs.
- 建設系技術者の継続教育を考える講演会【2017.11.15開催】**: Details for a seminar held on November 15, 2017, at the JCCO Hall in Shinjuku, Tokyo.
- 建設系技術者の継続教育を考えるシンポジウム2015-継続教育への取組みに関する現状と課題-【2015.11.18】開催報告**: A report on a symposium held on November 18, 2015, at the JCCO Hall.
- INFORMATION**: A section providing general information about CPD, including:
 - CPDとは
 - 建設系CPD協議会とは
 - 建設系CPDシステムの将来構想
 - CPD記録登録証明書の利用に関する留意事項
 - プログラム情報検索
 - 建設系CPDプログラム: CPD単位の登録等について
- Q&A【よくあるご質問】(PDF)**: A link to a PDF document containing frequently asked questions.

URL : <http://www.cpd-ccesa.org/>

なお、土木学会主催行事・土木学会認定 CPD プログラムを受講して、土木学会以外の建設系 CPD 協議会加盟団体に CPD 申請を行う場合は、次ページの「建設系 CPD 協議会加盟団体主催 CPD 申請書・受講証明書」に**受講者自身が必要事項を記入し、当日受付等にて受講証明印の押印を受ける必要**があります。

ただし、CPD 申請先団体によっては、土木学会主催行事・土木学会認定 CPD プログラムの内容により、CPD 申請が受け付けられない場合もございます。土木学会以外の建設系 CPD 協議会加盟団体へ CPD 申請を行う際は、申請先団体のルールをよくご確認の上、ご申請ください。他団体への CPD 申請の可否について、土木学会では回答をいたしかねますのであらかじめご了承ください。

建設系CPD協議会加盟団体主催CPD申請書・受講証明書

建設系 CPD 協議会加盟団体の認定プログラム CPD 申請書・講習会受講記録を、申請にあたって受講証明が必要となる団体に CPD 申請する場合は、受講者自身が以下の内容を記入して、プログラム開催主催者の受講証明印をもらった上で各団体のルールに従ってご申請ください。

	項目名	申請内容
申請者情報	申請日	年 月 日
	申請者名	
	会社名等	
	会社住所等	SAMPLE
	TEL	
	FAX	
	所属団体（学会）名	
会員番号		
プログラム情報	開催日	年 月 日
	CPDプログラム名称	
	主催者	SAMPLE
	プログラム認定団体	
	開始～終了時間	
	CPD 単位	
	開催地	

【CPDプログラム主催者の方へお願い】

プログラム名、開催日、受講者氏名をご確認の上、証明団体をご記入して証明印をお願いいたします。

証明団体名 _____

受講証明印

ダウンロード URL http://www.cpd-ccesa.org/unit_assent.php



・本書に関するご意見、ご質問は下記あてにお願いします。

土木学会 継続教育（CPD）ガイドブック

2008年5月 第1版
2012年4月 第1版修正
2017年4月 第2版
2018年7月 第2版修正

発行 公益社団法人 土木学会 継続教育実施委員会
〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目 外濠公園内
電話 : 03-3355-3502 FAX : 03-5379-0125 (技術推進機構)
URL : <http://www.jsce.or.jp/opcet/>
e-mail : opcet-cpd@jsce.or.jp

※ 本書の無断転載・引用を禁じます。
